
7 0 3 6 . 時間外執務要請届

業務コード	業務名
OSA	時間外執務要請届

1. 業務概要

税関の開庁時間（一般執務時間及び時間外常駐時間を併せた時間）外に行う以下の申告・申請について、事前に税関に対して開庁時間外の執務要請の届出を行う業務である。

なお、本業務においては、届出時間帯が時間外常駐時間帯であっても、一般執務時間外であれば、執務要請の届出を行うことが出来る。

また、届出時間帯を延長する場合については、特記事項（４）を参照。

項番	届出種別	対象業務名称	海上	航空
1	A：通関 及び E：通関（２４時間提出可能）	輸入申告	○	○
2		輸入（引取）申告	○	○
3		特例委託輸入（引取）申告	○	○
4		輸入申告（少額関税無税）		○
5		蔵出輸入申告	○	○
6		移出輸入申告（原料課税となる申告を含む。）	○	○
7		総保出輸入申告（原料課税となる申告を含む。）	○	○
8		蔵入承認申請（機用品承認申請を含む。）	○	○
9		移入承認申請	○	○
10		総保入承認申請	○	○
11		展示等申告	○	○
12		蔵出輸入（引取）申告	○	○
13		輸入マニフェスト通関申告		○
14		海上簡易輸入申告	○	
15		輸出申告*	○	○
16		特定委託輸出申告*	○	○
17		特定製造貨物輸出申告*	○	○
18		特定輸出申告*	○	○
19		積戻し申告*	○	○
20		展示等積戻し申告*	○	○
21		輸出マニフェスト通関申告*		○
22		輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請	○	○
23	B：保税	保税運送申告	○	○
24		包括保税運送申告	○	○
25		積コンテナリスト提出	○	
26		卸コンテナリスト提出	○	
27	C：監視	内国貨物運送申告	○	○
28		保税運送申告（仮陸揚貨物）	○	
29	D：別送品 及び F：別送品（２４時間提出可能）	別送品輸出申告*	○	○

*許可後の訂正を含む。

2. 入力者

航空会社、航空貨物代理店、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、CY、NVOCC、海貨業、汎用申請者

3. 制限事項

１届出者により１日で扱える時間外執務要請届件数は、税関による「時間外執務要請届結果登録(ＯＳＤ)」業務で登録された届出と併せて、税関官署、届出者、届出種別、開庁開始年月日単位に最大１００届出とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

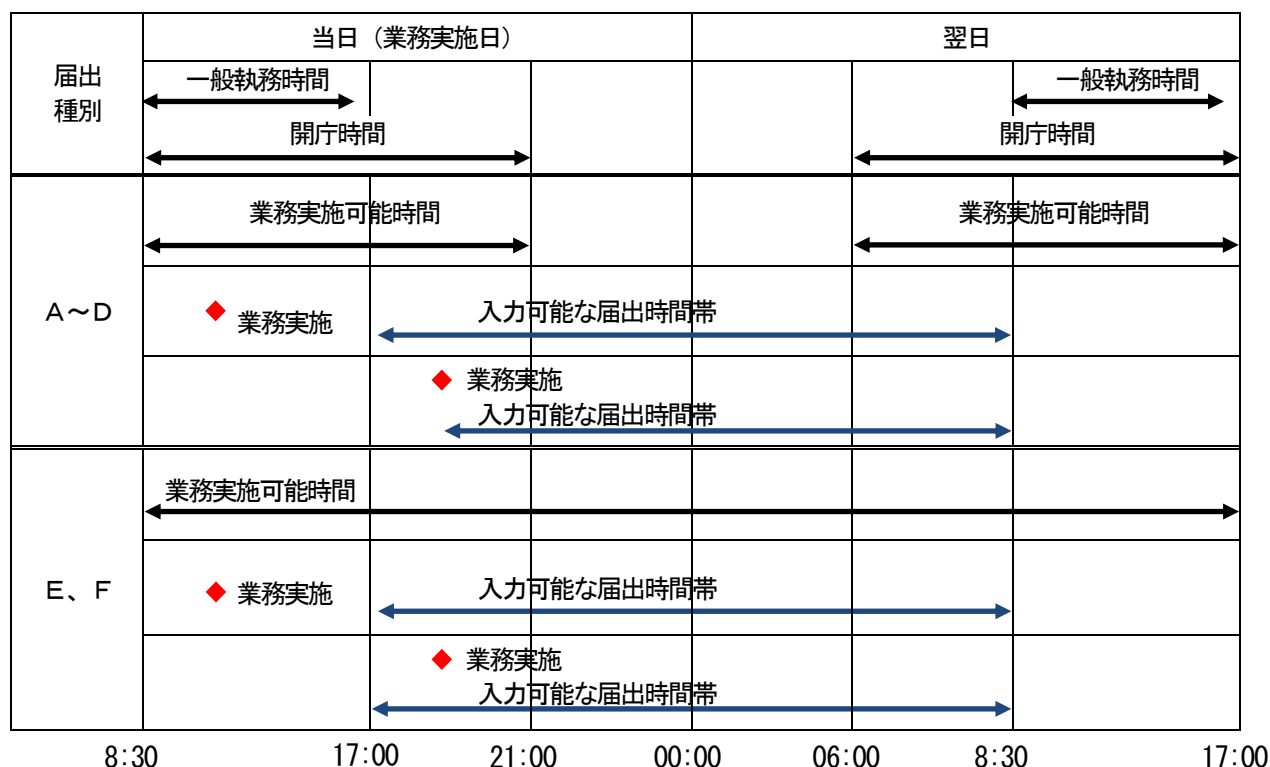
(3) 時間帯チェック

(A) 届出種別が「A」、「B」、「C」または「D」の場合は、以下のチェックを行う。

- ①本業務の実施時刻が入力された届出先税関官署の届出種別毎の開庁時間内であること。
- ②一般執務時間内に本業務が実施された場合は、入力された届出時間帯が本業務の実施直後の一般執務時間の終了年月日時刻から翌一般執務時間の開始年月日時刻までの間であること。
- ③一般執務時間外、かつ、時間外常駐時間帯に本業務が実施された場合は、入力された届出時間帯が本業務の実施時刻から翌一般執務時間の開始年月日時刻までの間であること。

(B) 届出種別が「E」または「F」の場合は、以下のチェックを行う。

- ①一般執務時間内に本業務が実施された場合は、入力された届出時間帯が本業務の実施直後の一般執務時間の終了年月日時刻から翌一般執務時間の開始年月日時刻までの間であること。
- ②一般執務時間外に本業務が実施された場合は、入力された届出時間帯が本業務の実施直前の一般執務時間の終了年月日時刻から翌一般執務時間の開始年月日時刻までの間であること。



(4) 時間外執務要請届DBチェック

税関官署、届出者、届出種別単位で時間外執務要請届の届出時間帯が一部でも重複する時間外執務要請届情報が存在しないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 時間外執務要請届受理番号の払出し処理

当該届出先税関単位に時間外執務要請届DBに時間外執務要請届受理番号(先頭10桁)が登録されていない時間外執務要請届受理番号をシステムで払い出す。

(3) 時間外執務要請届DB処理

入力内容等を時間外執務要請届DBに登録する。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
時間外執務要請確認情報	なし	税関 (届出種別に応じた担当部門に出力する。)

7. 特記事項

(1) 開庁時間について

税関の開庁時間とは、一般執務時間DBに加え、時間外常駐時間DBに登録した一般執務時間外の常駐時間(以下、「時間外常駐時間」という)を併せたものを言う。

また、時間外常駐時間特殊日DBに登録がある場合には、一般執務時間DBに加え、時間外常駐時間特殊日DBに登録した時間外常駐時間を併せて開庁時間とする。

一般執務時間は、システム単位で曜日毎に登録される。

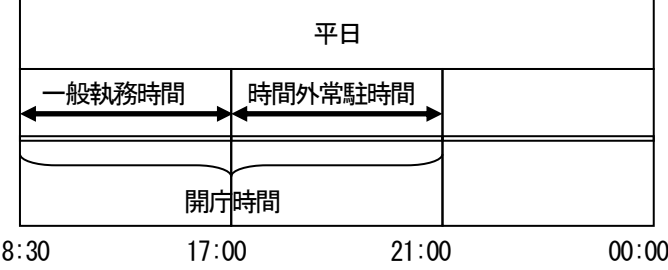
時間外常駐時間は、税関官署・届出種別^{*1}・曜日毎に登録される。

時間外常駐時間特殊日は、税関官署・届出種別^{*1}・特殊処理日毎に登録される。

時間外常駐時間を開庁時間として処理する業務は(2)対象業務の通りで、本文中にある税関の開庁時間とは一般執務時間に加え時間外常駐時間も併せた時間とする。

(※1) 届出種別毎に各時間外常駐時間帯が登録されているため、同一届出種別内の業務については全て同一の時間外常駐時間となる。なお、時間外常駐時間に関して、届出種別「E」は「A」、「F」は「D」と同一届出種別とみなす。

(例)



(2) 対象業務

本業務の対象となる手続きは、次の通り。

(A) 民間業務

業務 コード	業務名称	海空識別		届出種別					
		海 上	航 空	A	B	C	D	E	F
I D C	輸入申告	○	○	○				○	
I D E	輸入申告変更	○	○	○				○	
SWC	シングルウィンドウ輸入申告	○	○	○				○	
MWC	石油製品等移出（総保出）輸入申告	○	○	○				○	
MWE	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更	○	○	○				○	
M I C	輸入マニフェスト通関申告		○	○				○	
M I E	輸入マニフェスト通関申告変更		○	○				○	
S D C	海上簡易輸入申告	○		○				○	
S D E	海上簡易輸入申告変更	○		○				○	
C T C	機用品蔵入等承認申請		○	○				○	
C T E	機用品蔵入等承認申請変更		○	○				○	
E D C	輸出申告	○	○	○				○	
E D E	輸出申告変更	○	○	○				○	
E D Y	輸出申告変更（官署変更）	○	○	○				○	
E A C	輸出許可内容変更申請	○	○	○				○	
M E C	輸出マニフェスト通関申告		○	○				○	
M E E	輸出マニフェスト通関申告変更		○	○				○	
M E Y	輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）		○	○				○	
M A F	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請		○	○				○	
E A M O 1	輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）		○	○			○	○	○
C E W	輸出申告搬入後処理	○	○	○			○	○	○
E E C	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請	○	○	○				○	
E E E	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更	○	○	○				○	
O L C	保税運送申告	○			○	○			
O L C 2 0	保税運送申告（事項登録あり）	○			○	○			
O L T	保税運送申告（一般）		○		○				
G O L	保税運送申告（一括）		○		○				
S O T	保税運送申告（承認）変更	○			○	○			
C O T	保税運送申告（承認）変更		○		○				
T D C	包括保税運送申告	○	○		○				
C L R	船積情報登録	○			○				
C L D	船積情報変更	○			○				
D C L O 2	卸コンテナ情報登録（提出）	○			○				
P K K	船卸確認登録（個別）	○			○				
P K I	船卸確認登録（一括）	○			○				
U E C	別送品輸出申告	○	○				○		○
U E E	別送品輸出申告変更	○	○				○		○
U A C	別送品輸出許可内容変更申請	○	○				○		○
U E Y	別送品輸出申告変更（官署変更）	○	○				○		○
D C C	内国貨物運送申告	○	○			○			
D C E	内国貨物運送申告（承認）変更	○	○			○			
R O W	リアルタイム口座引落とし依頼	○	○	○				○	

(B) 税関業務

業務 コード	業務名称	海空識別		届出種別					
		海上	航空	A	B	C	D	E	F
CEC	輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請審査終了	○	○	○					
CEA	輸入申告審査終了	○	○	○					
CEA01	輸入申告審査終了(強制入力)	○	○	○					
CTX	機用品蔵入等承認申請審査終了		○	○					
CEE	輸出申告審査終了	○	○	○					
RCC	領収確認	○	○	○					
RCC20	領収確認(強制入力)	○	○	○					
RCC30	領収確認(バーコードリーダ)	○	○	○					
RCC40	領収確認・済通登録(バーコードリーダ)	○	○	○					
GFG	減額調定・不納欠損登録	○	○	○					
GFG20	減額調定・不納欠損登録(強制入力)	○	○	○					
MPF	MPN強制消込	○	○	○					
MP2	MPN消込	○	○	○				○	
COW	保留解除	○	○	○				*1 ○	
SET	保税運送申告審査終了	○			○	○			
CET	保税運送申告審査終了		○		○				
CEH	包括保税運送申告審査終了	○	○		○				
UCE	別送品輸出申告審査終了	○	○				○		
DCZ	内国貨物運送申告審査終了	○	○			○			

(*1)「保留解除等(自動起動)(1CW01)」業務の場合、届出種別「E」の届出を対象とする。

(3)「時間外執務要請届(OSA)」業務の届出可能時間帯

本業務による登録の要否及び届出時間の入力が可能な時間帯については、次の通り。

一般執務時間DBに登録された時間以外の時間帯について、入力が可能となる。

(一般執務時間を08:30～17:00とした場合の例)

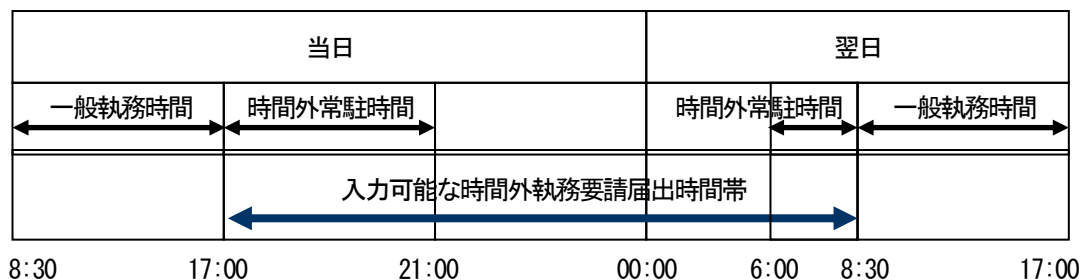
(処理例)自由化申告等において、申告官署が時間外常駐時間帯、かつ、蔵置官署が時間外非常駐時間帯に届出を行う。(一般執務時間DBに登録された時間以外の時間帯であれば、申告官署への届出が可能)

登録要否や届出時間の入力パターンは、「06_別紙_提出時間帯の入力例」を参照。

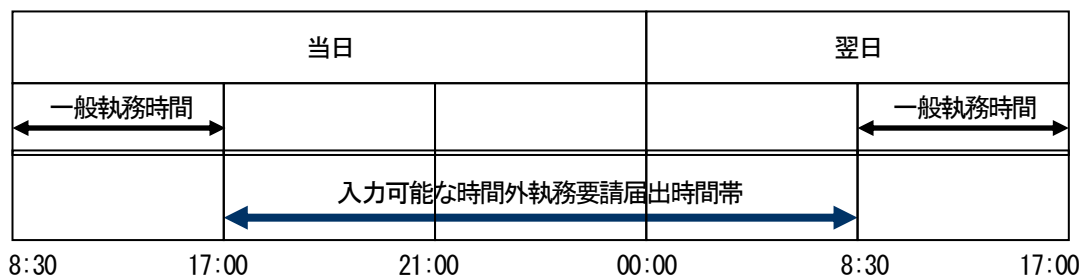
(A)24時間常駐官署(開庁時間が全日と定められている官署)の場合でも届出が可能であり、17:00～翌8:30が届出可能時間帯である。



- (B) 一部時間外常駐官署（例えば開庁時間が06:00～21:00と定められている官署）の場合は、届出が必要であり、17:00～翌8:30が届出可能時間帯である。



- (C) 時間外非常駐官署は、届出が必要であり、17:00～翌8:30が届出可能時間帯である。



(4) 届出時間帯の延長について

- (A) 当初届出種別が「A」、「B」、「C」または「D」の場合

- ①税関の開庁時間内または届出時間帯：「時間外執務要請延長届（OSE）」業務にて行う。
- ②税関の開庁時間外または届出時間経過後：税関に依頼しOSD業務で登録する。

- (B) 当初届出種別が「E」または「F」の場合

- ①届出時間帯前：OSE業務にて行う。
- ②届出時間経過後：OSA業務にて届出種別「E」または「F」で新規に届出を行う。または、税関に依頼しOSD業務で登録する。

